

4 市町村の家計簿

今回は、「財政指数編」と「地方交付税編…その2」についてお知らせします。

～ 財政指数編 ～

市町村の財政状況を判断する場合に用いられる4つの主要財政指数があります。

① 経常収支比率

財政構造の「柔軟性」を判断する指数です。

義務的な経常経費（人件費・公債費等）が経常一般財源（市町村税・地方交付税等市町村の判断で使用できる財源）に占める割合です。

一般に市は75%、町村では70%程度が妥当とされ、それを5%超えると要注意となります。

要注意：市 80%以上 町村 75%以上

経常収支比率の数値が低いほど、経常一般財源の残額が大きく、臨時の財政需要に対して余裕を持って対応できることになります。

地方交付税の削減により、今後小規模な市町村ほど、余裕を持った財政運営が厳しくなります。

② 財政力指数

行政運営に必要な経費を、税金など自前の収入で支出できる割合です。

「1」に近く、「1」を超えるほど自前の財源が充実しています。

「1」を超えると普通地方交付税の不交付団体となります。

長野県内で「1」を超えているのは、軽井沢町だけです。

③ 公債費比率

地方債の償還金（公債費）が一般財源に占める割合です。

どこの市町村も、地方債を活用しながら事業を推進していますが、公債費の増加が、将来の住民負担や市町村財政の硬直化につながることから、その比率を低く抑えることが重要です。

④ 起債制限比率

地方債の許可制限を示す指数です。

地方債の償還金から交付税等で措置される分を除いた額の標準財政規模（市町村の一般財源の標準的規模）に占める割合をいいます。

この比率が20%を超えると、地方債の借入（起債）が制限されることになります。

● 4市町村の財政指数を見てください。

(平成14年度普通会計決算)

項目 / 市町村名	佐久市	臼田町	浅科村	望月町
経常収支比率 (%)	71.4	78.6	76.6	83.9
財政力指数	0.597	0.387	0.276	0.279
公債費比率 (%)	10.6	15.1	21.1	17.9
起債制限比率 (%)	4.5	10.8	12.7	10.0



※佐久市の経常収支比率・公債費比率・起債制限比率は、県下17市（平成14年度決算）で、トップの数値です。
※市町村の財政状況は、人口規模や社会資本の整備状況など、様々な要因により総合的に判断することも大切です。

厳しい財政状況の中で、合併による“財政基盤の強化”が必要です。